

団体コード* (備考3)	0	0	0	0							0	県 ・ 総	資有 ・ 資無	<input type="checkbox"/> 入力
-----------------	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	---	-------------	---------------	-----------------------------

政治団体解散届

(届出年月日) 令和 3 年 12 月 7 日

総務大臣
殿
福岡県選挙管理委員会

政治団体の名称 丁川五郎後援会

事務所の所在地 福岡市早良区〇〇5丁目5番5号

代表者の氏名 丁川 五郎【署名又は記名押印】

会計責任者の氏名 乙木 六郎【署名又は記名押印】

令和 3年 12月 4日に解散をしたので、政治資金規正法第17条第1項の規定により届け出ます。

※解散日までの収支報告書を併せて提出すること。

※資金管理団体の指定を受けている団体が解散する場合は、解散届に併せて、「資金管理団体指定取消届」を提出すること。

(備考)

- この届出は、法第17条第1項の規定により、解散した日又は政治団体でなくなった日から30日以内（国会議員関係政治団体であった場合にあっては60日以内）に提出しなければならないこと。
- 代表者及び会計責任者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。
- 目的の変更その他により政治団体でなくなった旨の届出及び法第18条の2第1項の規定による政治団体が法第6条第1項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催を中止した旨の届出は、この様式に準じて行うこと。
- この届出の提出の際には、同時に、法第17条第1項に規定する収入及び支出に関する事項を記載した報告書(解散日までの収支報告書)を提出すること。